

学校だより



浜風はまかせ

第3号改 令和8年4月14日 芦屋市立浜風小学校長 濱田 理



浜風小学校HP
HPのQRコード

緊急時の措置についてお願い

【家庭掲示用】

緊急時の対応につきましては、避難訓練や日常の学校生活の中で指導していますが、ご家庭でも平日頃から話し合ってください、指導の徹底を図りたいと思っています。
つきましては、下記の状況下にあるときの対応についてお知らせします。ご協力よろしくお祈いします。

緊急時・警報発令時の対応

1. 大規模地震発生時の措置

(1) 児童が学校にいる時

- 市教育委員会の指示に従い、学校長の判断によって安全かつ迅速な措置をとります。
- 児童の把握をし、家庭へ連絡します。
家庭への連絡がとれない時は、緊急の連絡場所に連絡します。
- 児童の引き取りがあるまでは、学校で保護し続けます。

※地震・津波の程度によって、避難方法が変わります。詳細を裏面に記していますので、必ずご覧ください。

(2) 児童が登下校の時

◎児童の対応

- 倒壊、落下の危険のある建物や屋根の下から離れる。
- 揺れがおさまったら、できるだけ幅の広い道を通り、学校か家か近い方に行く。

(3) 児童が外出先や屋外にいる時

◎児童の対応

- 倒壊、落下の危険のある建物や屋根の下から離れる。
- 家に連絡し、家の人指示に従う。連絡が取れない時は、緊急時の連絡場所に連絡する。
- 家庭で決めている避難所へ行く。

2. 「大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報および特別警報」発令時の措置 〔兵庫県全域〕〔兵庫県南部〕〔阪神〕〔芦屋〕

- ◎午前7時現在、警報発令中の場合……………**家庭待機**
- ◎午前9時まで解除しない場合……………**臨時休校**
- ◎午前9時まで解除した場合……………**解除ししだい登校**

○午前7時の時点で、警報発令中の時〔阪神〕地域に警報が発令されていても〔芦屋〕が含まれていなければ、通常どおりの登校となります。

○「警報発令及び解除」は、学校からお知らせ致しませんので、午前7時前後、及びそれ以降のテレビ、ラジオ等の気象情報に留意してください。

○警報発令中にすでに登校している児童につきましては、気象状況等を判断し安全な措置を取ります。

○気象は、局地的な変化をします。注意報の時点または警報解除後でも、自宅付近の状況を優先して対応してください。遅刻等の心配はしないで、〔安全第一〕に行動させてください。

○児童の安全確保上、学校への電話による問い合わせはお控えください。

○特に緊急または臨時の措置をとる場合のみ、学校からメールでお知らせしますので、それ以外の情報にまどわされないようにしてください。

児童が学校にいる時

- 教育委員会の指示に従い、学校長の判断により安全かつ迅速な措置をとります。
- ◎およそ11時までに警報が発令された場合……………**給食を食べずに帰宅**
- ◎およそ11時以降に警報が発令された場合……………**給食を食べて帰宅**

○安全を確認し、集団下校とします。

○下校につきましては、「緊急時対応カード」に従って対応します。

○留守家庭学級も休みになりますのでご注意ください。

○警報発令時の行動につきましては、普段からお子さんとよく話し合っておいてください。特に警報が発令されそうな日は、声掛けをお願いします。

裏面をご覧ください。

【 気象警報発表時の対応について 】

1 対象となる気象警報

暴風、大雪、暴風雪の警報および特別警報と合わせて、下表の□で囲んでいる警報

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

※令和8年5月下旬より警報・注意報の名称が変更

地震発生及び津波警報発令時の対応について（標高10m未満）

	地震・津波の程度	学校園の避難方法等
1	震度4の地震発生（津波警報・大津波警報発表なし）	校舎外へ避難（※） 校内の安全が確認されれば、授業を再開
2	震度5弱以上の地震発生（津波警報・大津波警報発表なし）	校舎外へ避難（※） 校内、校外の安全が確認されれば、引き渡しの準備をして保護者の迎えを待つ
3	震度5弱以上の地震発生 津波警報・大津波警報発表	校舎外へ避難 校外の安全が確認されれば、「避難所」へ避難 *但し、児童の移動が困難と判断した場合は、校舎3階に避難 津波警報・大津波警報が注意報に切り替わり、校外の安全が確認されれば、引き渡しの準備をして保護者の迎えを待つ

★震度5弱以上の地震が発生した場合は休校です。

★芦屋市が示している上記避難方法では、津波警報発令の場合は3階以上への垂直避難とされています。

★津波警報，大津波警報発令の場合，注意報に引き下げられるまでは，児童は下校させません。

★津波警報，大津波警報発令中に保護者の方が迎えに来られた場合でも，引き渡しは行わず，注意報に引き下げられるまでは，児童と一緒に避難場所で待機となります。

傷病発生

【応援要請】

管理職・養護教諭・応援教職員
※迅速に役割分担

【119番通報以外】

早急な受診が必要であると判断する場合

★#7119★ 【救急相談ダイヤル】

※判断に迷う場合
※頭頸部強打受傷の場合
など（受傷機転を現認して
いないなど、疑いの場合
含む）

【救急要請(119番通報)】

※管理職へは事後報告で可

- 意識障害・けいれん
- 頭部打撲後の意識障害・発熱・嘔吐・けいれん
- 心肺停止
- ショック症状
- 止血できない出血
- 大きな開放創
- 広範囲の火傷
- 呼吸困難・窒息
- 有害物質の誤飲
- 高所からの転落
- アナフィラキシーショックを疑う場合

【応急手当】

- 心肺蘇生
- AEDの使用
- 止血処置
- エピペン・ブコラムの使用

保護者へ連絡

○保護者の来校可能

○保護者の来校まで
待機可能

○保護者の来校不可能
(※保護者と連絡がつかない場合も含む)

保護者が搬送

学校職員が
タクシー等で搬送

救急車で搬送

医療機関

※学校職員が搬送した場合、医療機関で保護者と合流